

国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 一般競争契約（第5条～第20条）
- 第3章 指名競争契約（第21条～第25条）
- 第4章 随意契約（第26条～第29条）
- 第5章 契約の締結（第30条～第33条）
- 第6章 契約の履行（第34条～第37条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、国立大学法人千葉大会計規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、規程第50条に基づき、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）の契約事務の取扱いに関し必要な事項を定め、契約事務の適切かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、国立大学法人に適用又は準用される法令等の規定によるもののほか、その事務の取扱いについては、この細則の定めるところによる。

（契約における一般的約定）

第3条 本学における契約に関する一般的約定については、別に定める。

（契約審査委員会）

第4条 学長は、契約締結事務に関する事項を審査するため、次の各号の者を指定し契約審査委員とする。ただし、特に必要と認める場合には、その都度別の者を指定することができる。

- 一 総務部長
- 二 財務部長
- 三 施設環境部長

2 前項の契約締結事務に関する事項を審査する場合は、次のとおりとする。

- 一 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合
- 二 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合

3 契約担当役は、必要があるときは規程第40条第1項ただし書の適用の適否について、契

約審査委員に意見を求めることができる。

- 4 契約審査委員は、前項の意見を求められたときは、必要な審査をし、速やかに意見を取りまとめて表示するものとする。

第2章 一般競争契約

(競争に参加させることができない者)

第5条 契約担当役は、特別な事由がある場合のほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を競争に参加させることができない。

- 2 前項の場合において、未成年者（婚姻している者若しくは営業許可を受けている者を除く。）、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別な事由がある場合に該当する。

(競争に参加させないことができる者)

第6条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当り故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格)

第7条 契約担当役は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について、一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- 2 契約担当役は、前項の規定により資格を定めた場合には、定期又は随時に、競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうか審査しなければならない。
- 3 契約担当役は、競争参加資格を有する者の名簿を作成するものとする。
- 4 契約担当役は、第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第2項に規定する申請の時期及び方法等について公示しな

ればならない。

5 第1項に定める資格のほか、製造又は物件の買入れその他の契約に係るものについては、「競争参加資格の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一参加資格を得た者を、また、建設工事及び設計・コンサルティング業務の競争参加資格に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により競争参加の資格を得た者を、本学における一般競争参加の資格を有する者として認めるものとする。

6 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認められるときは、前項及び第1項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格（契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による格付け）を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

（入札の公告等）

第8条 契約担当役は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上支障がないと認められる場合は、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 契約保証金に関する事項
- 七 その他必要な事項

（入札の無効）

第9条 契約担当役は、前条第1項に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

（入札保証金及びそれに代わる担保）

第10条 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合においては、競争に参加しようとする者に、規程第42条第2項の別に定める額として、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、別に定める国債その他確実と認める有価証券等の担保の提供をもって代えることができる。

（入札保証金の免除）

第11条 契約担当役は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、規程第42

条第1項ただし書の規定により、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

二 第7条第1項及び第5項に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められたとき。

(入札保証金の帰属)

第12条 契約の相手方に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属させるものとし、契約担当役は、その旨を公告等により予め明らかにしておかなければならない。

(予定価格の作成)

第13条 契約担当役は、競争入札に付する事項の価格(規程第40条第2項の交換にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価値の差額とする。)を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、規程第39条第2項に規定する競り下げ方式により入札を行う場合においては、この限りではない。

(予定価格の決定方法)

第14条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第15条 契約担当役は、公告に示した競争執行の場所日時に、入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。ただし、規程第39条第2項に規定する競り下げ方式により入札を行う場合においては、この限りではない。

(再度入札)

第16条 契約担当役は、前条の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

(再度公告入札の公告期間)

第17条 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第8条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(せり売り)

第18条 契約担当役は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、本章の規定に準じ、せり売りに付することができる。

(落札者の決定方法)

第19条 契約担当役は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、該当入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第20条 規程第40条第1項ただし書きに規定する支払いの原因となる契約のうち、最低価格の入札者を落札者としなければならない契約は、予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他の請負契約とする。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第21条 規程第36条第2号に規定する一般競争に付することが不利と認められるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 競争参加者が通謀し、一般競争の公正な執行を妨げるおそれがあるとき。
- 二 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造、又は特殊な品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難なとき。
- 三 契約上の義務違反があり、本学の事業に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

第22条 規程第38条の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が1000万円を超えない工事をさせるとき。
- 二 予定価格が600万円を超えない製造、財産の買入れ、物件の借り入れ、財産の売り払い、物件の貸し付け及び役務の提供をさせるとき。
- 三 一般競争に付しても落札者がいないとき。

(指名基準)

第23条 前条及び第21条による指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第7条第1項及び第5項の定めるところにより登録された者のうちから、契約担当役が別に定める基準によるものとする。

(競争参加者の指名)

第24条 契約担当役は、指名競争に付する場合は、なるべく10人以上指名しなければならない。

2 前項の場合において、第8条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第25条 第5条、第6条、第9条から第16条まで、第19条及び第20条の規定は、指名競争の場合に準用する。

2 指名競争ができる場合において、一般競争に付することを妨げない。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第26条 規程第37条第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させるとき。
- 二 時価に比して著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込があるとき。
- 三 買入を必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- 四 急速に契約しなければ契約する機会を失い、または著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。

第27条 規程第38条の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事をさせるとき。
 - 二 予定価格が500万円を超えない製造、財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売り払い、物件の貸し付け及び役務の提供をさせるとき。
 - 三 国、独立行政法人、都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ又は借り入れるとき。
 - 四 外国で契約するとき。
 - 五 本学の生産物に関する物品を売り払うとき。
 - 六 本学の事業遂行に関連する調達のうち、その内容を秘密にする必要があるとき。
 - 七 その他随意契約とする特別の理由があるとき。
- 2 契約担当役は、競争に付しても入札者がいないとき、又は、再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約による場合の予定価格)

第28条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第13条の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書その他書面による予定価格の積算を省略することができる。

一 法令に基づいて取引価格（料金）が定められていること，その他特別の事由があることにより，特定の取引価格（料金）によらなければ契約が不可能又は著しく困難であると認められるとき。

二 前号以外の契約で，その予定価格が500万円を超えないとき。

（見積書の徴取）

第29条 契約担当役は，随意契約によろうとするときは，なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前条第1号によるもの及び見積書の徴取を省略しても支障がないと契約担当役が認めるものは，見積書を徴することを省略することができる。

3 前条第2号及び前項の場合において，契約担当役は，必要に応じ，口頭照会による見積もり，又は市場価格調査を行わせ，その結果を記載した資料を当該契約に係る決議書に添付するものとする。

第5章 契約の締結

（契約書の記載事項）

第30条 契約担当役は，規程第41条の規定により作成する契約書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし，契約の性質又は目的により該当のない事項については，この限りではない。

一 契約の目的

二 契約金額

三 履行期限

四 契約保証金

五 契約の履行場所

六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

七 監督及び検査

八 履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息，違約金その他の賠償金

九 危険負担

一〇 瑕疵担保責任

一一 契約に関する紛争の解決方法

一二 その他必要な事項

（契約書の省略）

第31条 規程第41条ただし書きの規定により，契約書の作成を省略することができる場合は，次の各号に掲げるとおりとする。

一 500万円を超えない契約を締結するとき。

二 せり売りに付するとき。

三 物品等を売り払う場合において，買受人が代金を即納して物品を引き取るとき。

四 次に掲げる場合において、随意契約によるとき。

- イ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社から運送の提供を受ける場合
- ロ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者から電気の供給を受ける場合
- ハ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第9項に規定するガス事業者からガスの供給を受ける場合
- ニ 水道法（昭和32年法律177号）第3条第5項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者から水の供給を受ける場合
- ホ 電気事業通信法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信役務（その設置する電気通信設備を専用させて提供する電気通信役務のうちテレビジョン放送中継に係るもの及び電気通信事業法附則第5条第1項の規定により電気通信役務とみなされた電報の取扱いの役務）の提供を受ける場合

（契約保証金及びそれに代わる担保）

第32条 契約担当役は、契約の相手方に、規程第42条第2項の別に定める額として契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、別に定める国債その他確実と認められる有価証券等の担保の提供、又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって代えることができるものとする。

3 第1項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で特段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

（契約保証金の免除）

第33条 契約担当役は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、規程第42条第1項ただし書の規定により、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他契約担当役が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結し、当該工事履行保証契約に係る保証書等を提出したとき。
- 三 第7条第1項及び第5項の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

第6章 契約の履行

(検査の一部省略)

第34条 規程第43条第3項に規定する特約により、給付の内容が担保されると認められる契約のうち、物件の買入れ契約であって買入れに係る単価が20万円に満たない場合には、数量以外のものの検査を省略することができる。

(監督及び検査の委託)

第35条 契約担当役は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により職員が監督又は検査を行うことが困難な場合には、職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

(検査調書の作成)

第36条 契約担当役又は契約担当役から検査を命じられた補助者は、検査を完了した場合には、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が500万円を超えない契約及び物品の調達に係り国立大学法人千葉大学の分任会計機関等を定める細則第9条に定める検査職員の発令をしない契約に係るもの（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）の場合には、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りではない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第37条 契約担当役から命ぜられて監督を行う者は、特別の必要がある場合を除き、検査を行う者と兼ねることができない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。